

## ○ 報告書のポイント

### 1. 「若手研究」の見直しの方向

若手（S）：

- ・ H23年度以降も引き続き新規募集を停止。

若手（A）：

- ・ 「基盤研究」の中に位置付ける。（「若手研究（A）」は廃止。）
- ・ 「基盤研究（B）」の中に若手優遇措置を講じる。
- ・ 優遇措置には一定の期限を設ける。
- ・ 時期については、若手研究者への影響を踏まえて決定すべき。（要は未定ということ。H23年度概算要求への影響はないと思量。）

若手（B）：

- ・ 30%の採択率の確保に向けて予算の拡充を進めていくべき。
- ・ 「若手研究（A）」が「基盤研究」の中に位置付けられたときには、名称を「若手研究」に改める。

### 2. 「基盤研究」の見直しの方向

- ・ 新規採択率30%の確保を目指していくべき。
- ・ 「基盤研究（C）」については、採択率の向上とともに、1件当たりの平均配分額の向上にも配慮が必要。
- ・ 「基盤研究」の応募総額や研究期間の在り方等については、採択率の低下を招くことがないよう配慮しつつ、研究者の応募動向や研究活動の安定的、継続的な実施等も踏まえながら、引き続き、一体的に検討。

### 3. 会計検査院からの処置要求への対応

- ・ 研究成果報告書を理由なく提出しない場合は、交付決定の取消し及び返還命令もあること。
- ・ 研究成果報告書を理由なく提出しない者が新規課題で採択された場合、報告書の提出があるまで、当該新規採択課題に対する補助金の交付を留保する場合があること。
- ・ 各研究機関が行うべき事務の1つとして、研究成果報告書の提出確認や提出遅滞の場合の督促を行うこと。

上記の点について、公募要領等に明記の上、周知徹底。